

## 1. 精神障害者である短時間労働者に関するカウント方法

精神障害者である短時間労働者であって、新規雇入れから3年以内の者又は精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の者に係る雇用率のカウントにおいて、平成35年3月31日までに雇入れられた者等については、1人をもって1人とみなすこととする。(現行は1人をもって0.5人とみなしている。)

### <留意事項>

- 退職後3年以内に、同じ事業主(※)に再雇用された場合は、特例の対象とはしない。  
※ 子会社特例、関係会社特例、関係子会社特例又は特定事業主特例の適用を受けている事業主の場合は、これらの特例の適用を受けている、当該事業主以外の事業主を含む。
- 発達障害により知的障害があると判定されていた者が、その発達障害により精神障害者保健福祉手帳を取得した場合は、判定の日を、精神保健福祉手帳取得の日とみなす。

## 2. 平成25年改正法に伴う規定の整備

平成25年改正により精神障害者の雇用が義務化されたことに伴い、精神障害者に関する特例を定めた規定の削除や、「対象障害者」という定義への転換等、所要の規定の整備を行う。

## 3. 施行期日

平成30年4月1日